

平成21年10月30日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○鳥獣保護区の存続期間の更新（484・自然保護課）	1
○鳥獣保護区特別保護地区の指定（485・自然保護課）	6
○休猟区の指定（486・自然保護課）	7
○特定猟具使用禁止区域の更新（487・自然保護課）	12

告 示

秋田県告示第484号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第9項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1

1 名称

沢鳥獣保護区

2 区域

鹿角郡小坂町小坂字沢地内の米代川地域森林計画区小坂町4林班60小班及び64小班から71小班（小坂町及び小坂財産区の所有林）の各小班の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

沢鳥獣保護区は小坂町中央部の南側に位置し、小坂町立小坂小学校の学校林で、スギ、カラマツや落葉広葉樹が混在しており、里山にいるキジやノウサギなど多様な鳥獣が生息しているため、生徒の愛鳥思想の普及啓発の場に適している。

このため、当該地区は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地区に生息する里山に住む鳥獣の保護を図るものである。

第2

1 名称

摩当鳥獣保護区

2 区域

北秋田市摩当当地内の市道洞原沢線と市道小森摩当線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで林道中小又線との交点に至り、同林道を南東に進んで更に南西に進んで市道中小又李岱線との交点に至り、同市道を西進して小摩当川左岸との交点に至り、同川左岸を北西に進んで市道小森摩当線との交点に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

摩当鳥獣保護区は 秋田県内陸北部の北秋田市鷹巣地域の市街地から約1kmに位置し、周辺に米代川や水田地

帯が広がる中、緩やかな丘陵地に、人工林やナラ類の落葉広葉樹林が混在していることから、鳥獣の生息に適した区域であるとともに、里山に生息しているヒヨドリやウグイスなどの身近な鳥を観察できる区域である。

また、隣接する陣場岱鳥獣保護区内にある鷹巣中央公園とともに、地域住民の散策等にも利用されていることから、鳥獣の良好な生息地を確保し、近隣の児童や観察者の鳥獣保護思想の普及啓発上重要な区域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第3

1 名称

落合海岸鳥獣保護区

2 区域

能代市内の市道臨海中島線と国道101号線との交点を起点とし、同市道を西進し米代川河口の見透し線との交点に至り、同線を北進し日本海汀線に至り、同汀線を北進し埴川右岸との交点に至り、同川右岸を南東に進み国道101号線との交点に至り、同国道を南進し県道石川向能代線に至り、同県道を南進し市道臨海中島線との交点に至り、同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は能代市・八峰町の西部に位置し、日本海に面したクロマツ砂防林やナラ類を主体とした広葉樹林が広がっており、林相の変化に富む里山地域でありキジバトやノウサギなど多様な鳥獣が生息している。また、中小の湖沼や米代川河口等が区域内に含まれることから、ガンカモ科鳥類などをはじめとする渡り鳥が数多くみられる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定される鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第4

1 名称

南磯鳥獣保護区

2 区域

男鹿市道南平沢線と県道男鹿半島線との交点を起点とし、同市道を北東に進んで臨港道路本港6号線との交点に至り、同臨港道路を南東に進んで秋田石油備蓄基地道路の交点に至り、同道路を南東に進んで秋田石油備蓄基地東基地第1区画西端防波堤基部の日本海汀線に至り、同汀線を南西に進んで潮瀬崎を経て県立男鹿水族館に至り、同水族館前の道路を東進して同県道との交点に至り、同県道を南東に進んで穴端沢左岸との交点に至り、同沢左岸を東進して国有林米代西部森林管理署管轄2092林班と民有林の境界との交点に至り、同国有林2092林班、2091林班、2090林班ち小班からイ小班までの各小班、2096林班、2098林班、2099林班、2100林班、及び2102林班と民有林との境界を経て同県道との交点に至り、同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域及びこの区域の日本海汀線から沖合300mまでの区域並びにさば島、宮島、夷島、小館栗島、尾館栗島、三線島及び百間瀬の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

南磯鳥獣保護区は、秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の南東部に位置し、海岸部と内陸部のスギ人工林および落葉広葉樹で構成される環境の変化に富む地域である。

このような、自然環境を反映して、海岸部ではウミアイサ、シノリガモなどの海洋性の鳥類が、内陸部ではアカゲラ、キビタキなどの森林性鳥類のほか、タヌキ、ノウサギ等の獣類など、多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第5

1 名称

潜り岩鳥獣保護区

2 区域

男鹿市北浦地内の県道入道崎八望台北浦線と入道崎灯台に至る歩道との交点を起点とし、同県道を南進して米代川地域森林計画区男鹿市99林班と100林班の林班界との交点に至り、同林班界を南進して市道小沢戸賀線との交点に至り、同市道を南西に進んで南防波堤基部南方の日本海汀線に至り、同汀線を南西に進んで弁天崎、潜り岩を経て水島中心部から同灯台への見透し線との交点に至り、同見透し線を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域及びこれらの区域の日本海汀線から沖合300mまでの区域並びに水島及び根太島の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

潜り岩鳥獣保護区は、秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の東部に位置し、日本海岸に面する断崖絶壁の複雑な地形を有する岩礁地帯である。このような、自然環境を反映して、冬季にはシノリガモ、ピロードキンクロ、クロガモなど海ガモ類が中継地として利用する重要な区域となっている。

このため、当該地域は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

第6

1 名称

石沢鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市鳥田目地内の国道107号線と市道虚空蔵線との交点を起点とし、同国道を東進して林道大築線との交点に至り、同林道を北進して鑄出川右岸との交点に至り、同川右岸を北東に進んで民有地と国有林由利森林管理署管轄34林班の境界との交点に至り、同境界を東進して同市大内地区の境界との交点に至り、同境界を南東に進んで同市東由利地区の境界との交点に至り、同境界を南西に進んで同国道との交点に至り、同国道を西進して市道山内線との交点に至り、同市道を南西に進んで林道上野線との交点に至り、同林道を南西に進んで林道狩ヶ沢線に至る作業道との交点に至り、同作業道を西進して林道狩ヶ沢線との交点に至り、同林道を北西に進んで市道虚空蔵線との交点に至り、同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

石沢鳥獣保護区は、秋田県南西部の由利本荘市の中央部に位置し、区域の中央部を一級河川石沢川が流れており、豊富な水資源がある。また、スギの人工林及び落葉広葉樹林などの林層の変化に富む地域でもある。このような多様な自然環境を反映してツキノワグマ、ノウサギなどをはじめ多様な森林性の鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第7

1 名称

親川鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市親川地内の芦川右岸と日本海汀線との交点を起点とし、同川右岸を南東に進んで市道芦川線との交点に至り、同市道を東進して日本海沿岸東北自動車道との交点に至り、同自動車道を南進して市道親川線との交点に至り、同市道を西進して親川左岸との交点に至り、同川左岸を西進して同汀線との交点に至り、同汀線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

親川鳥獣保護区は、由利本荘市の沿岸部に位置し、南北を河川に挟まれており、山間部は人工林と天然林の混交林により、林相の変化に富む地域となっており、ウグイス、シジュウカラ、ノウサギを始めとする多様な鳥獣類が生息している。

特に自然環境保全地域に指定されている個所は周辺住民が多く訪れ、野生鳥獣の観察等が行われている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第8

1 名称

大谷地鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市南由利原地内の県道仁賀保矢鳥館合線と市道南由利原5号線との交点を起点とし、同県道を南東に進んで同市矢島町境界との交点に至り、同境界を南西に進んでかほ市境界との交点に至り、同境界を北西に進んで同市道との交点に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

大谷地鳥獣保護区は、由利本荘市の中央部に位置し、標高400mの南由利原にある灌漑用水池として造成された大谷地池を中心とした区域であり、マガモ、コガモなどが渡来し、由利原観光地の主要をなしている。

特に大谷地池を中心とした区域は、観光客が気軽に自然観察を行うことができる個所として親しまれていることから、鳥獣の誘致又は鳥獣の保護思想の普及啓発上重要な地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第9

1 名称

薬師嶽鳥獣保護区

2 区域

大仙市太田町真木地内の国有林秋田森林管理署管轄2155林班から2162林班までの各林班の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、大仙市の北東部、奥羽山脈上に位置し、ブナ、ミズナラなどの広葉樹やキタゴヨウ、ネズコなどの針葉樹が混交する天然林でシジュウカラ、キビタキなどの森林性鳥類や亜高山帯や草原に生息するビンズイなど多様な鳥類に加え、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの獣類も生息している。

また、国有林では緑の回廊の設定を進めており、本来生息する野生生物の広域的なつながりを確保し、分断された個体群の相互交流、生物多様性の保全を図っている。

このため、当該地区は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第10

1 名称

駒ヶ岳鳥獣保護区

2 区域

仙北市田沢湖地内の国有林秋田森林管理署管轄3051林班及び3052林班の各林班の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、仙北市田沢湖の中央東部に位置し、十和田・八幡平国立公園の内で、駒ヶ岳を中心とした女岳、男岳、横岳から湯森山、笹森山、乳頭山、小白森山を結ぶ稜線に囲まれた一帯区域は、ブナの原生林が多く残されており、頂上付近では学術的に貴重な植物群落が見られる。地形は一般に急峻で標高差があるため、変化に富んだ自然環境を形成している。

このような自然環境を反映して、ホシガラス、イワヒバリ等の高山性の鳥類や、ウグイス、キビタキ、ゴジュウカラ等の森林性の鳥類やツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型獣類が生息している。

また、当該地域内で、環境省によるレッドリストに絶滅危惧種として記載されているイヌワシの生息が確認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第11

1 名称

八幡平鳥獣保護区

2 区域

鹿角市八幡平地内の国有林米代東部森林管理署管轄3128林班い小班及びイ小班の各小班、同国有林3129林班い小班からほ小班及びた小班からな小班までの各小班、同国有林3130林班お小班、お1小班、こ小班からめ小班まで、ホ2小班からチ小班まで、ヌ小班か及びヌ1小班の各小班、同国有林3131林班から3135林班までの各林班、同国有林内3136林班は小班からよ小班まで及びロ小班の各小班、同国有林3137林班から3141林班まで及び3136林班の各林班の区域及び仙北市田沢湖玉川地内の国有林秋田森林管理署管轄3015林班り2小班、り3小班、れ小班からら小班まで、イ小班からハ小班まで、チ小班、リ小班の各小班、同国有林の3016林班から3021林班までの各林班の区域並びにこれらの区域にある国有林以外の国有地、私有地、及び公有水面の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、仙北市田沢湖の北部と鹿角市南部の市境界に位置し、大部分がブナを主とする天然林で、下層はチシマザサが優占し、標高1,100m付近からオオシラビソ林などが広く分布している。また、この区域の一部には若齢の天然林や人工林が見られる。

このような自然環境を反映し、クマタカやツキノワグマなどの行動圏を必要とする大型哺乳類や猛禽類を始め、ホシガラス、カヤクグリ等の亜高山又は高山性鳥類など、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地区は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第12

1 名称

浅舞鳥獣保護区

2 区域

横手市平鹿町浅舞地内の県道野崎十文字線と市道上蔭沼長沼東線との交点を起点とし、同県道を北西に進んで市道東町線との交点に至り、同市道を北進して市道浅舞公園線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道長沼東公園線との交点に至り、同市道を北東に進んで市道蔭沼二本松線との交点に至り、同市道を南東に進んで、市道上蔭沼長沼東線との交点に至り、同市道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

浅舞鳥獣保護区は、横手盆地の中央部、横手市平鹿町の中にある浅舞八幡神社の社域と浅舞公園を中心とした区域で、周辺は市街地と水田地帯の中にあつて、スギやケヤキなどの広葉樹が残り、里山でみられるキジバト、カッコウ、ウグイスなどの身近な鳥類が生息している。

また、歴史のある浅舞八幡神社、桜と菖蒲の見所と知られる浅舞公園は、地域住民に親しまれていることから、鳥獣の良好な生息地を確保し、近隣の児童や観察者の鳥獣保護思想の普及啓発上必要な区域である。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

第13

1 名称

館山鳥獣保護区

2 区域

湯沢市下院内地内の充滿寺に至る歩道と千代世神社前の参道との交点を起点とし、同歩道を南西に進んで充滿寺を経て雄物川地域森林計画区雄勝町183林班と182林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進んで同計画区183林班108小班と107小班的班界との交点に至り、同点より同林班108小班、99小班、98小班及び117小班と同林班107小班、103小班、91小班及び94小班的班界を東進して市道黒森線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道院内小学校横線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道笈形線との交点に至り、同市道を南西に進んで同参道との交点に至り、同参道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、湯沢市の南西に位置し、東側にスギ人工林、西側にミズナラを主体とした落葉広葉樹が広がり野生鳥類の生息地となっている。近くには院内小学校、神社等があり自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場としても利用されており、市街地に生息する鳥獣を誘致する場としても重要な地域である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

秋田県告示第485号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

1 名称

薬師嶽鳥獣保護区薬師嶽特別保護地区

2 区域

薬師嶽鳥獣保護区のうち、国有林秋田森林管理署管轄2157林班から2159林班までの各林班の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、大仙市の北東部、奥羽山脈上に位置し、ブナ、ミズナラなどの広葉樹やキタゴヨウ、ネズコなどの針葉樹が混交する天然林でシジュウカラ、キビタキなどの森林性鳥類や亜高山帯や草原に生息するビンズイなど多様な鳥類に加え、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの獣類も生息している。

また、国有林では緑の回廊の設定を進めており、本来生息する野生生物の広域的なつながりを確保し、分断された個体群の相互交流、生物多様性の保全を図っている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、北部の区域はブナなどの広葉樹やキタゴヨウなどの針葉樹が混交した原生的な天然林で、他の地域より広葉樹が多く含まれ、V字谷を形成し、岩石露出部も多く見られる地形で、キタゴヨウ、ネズコなどの高木が点在し、急峻でイヌワシやクマタカ等の猛禽類の生息に中心的に利用されている区域である。また、獣類ではツキノワグマ、ニホンカモシカなどの大型獣類、ノウサギ、テンなどの中型獣類など多くの種類が生息している。

このため、当該地区は薬師嶽鳥獣保護区の中なかでも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息するこれらの森林性鳥獣の全体の保護を図るものである。

第2

1 名称

八幡平鳥獣保護区八幡平特別保護地区

2 区域

八幡平鳥獣保護区のうち、国有林米代東部森林管理署管轄3132林班及び国有林秋田森林管理署管轄3018林班から3021林班までの各林班の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 指定目的

八幡平鳥獣保護区は、仙北市田沢湖の北部と鹿角市南部の市境界に位置し、大部分がブナを主とする天然林で、下層はチシマザサが優占し、標高1,100m付近からオオシラビソ林などが広く分布している。また、この区域の一部には若齢の天然林や人工林が見られるなど多様な鳥獣の生息環境に適した地域となっている

特に当該鳥獣保護区の中でも、ブナやオオシラビソの安定した天然林で構成され、八幡平山頂付近などの高山帯ではハイマツが成立し、高層湿原ではツルコケモモやミズゴケ、湖沼ではヒメミズニラなどが生育する多様な自然環境の区域で、ホシガラスやカヤクグリ等の高山性鳥類やビンズイ、コマドリ、クマゲラ等の鳥類、ツキノワグマやニホンカモシカ等の大型獣類、ヤマネやホンドオコジョ等の小型獣類を含む多種多様な鳥獣が生息しており、特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、八幡平鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

秋田県告示第486号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1

1 名称

瀬ノ沢休猟区

2 区域

鹿角市花輪地内の県道田山花輪線と国有林道瀬の沢線の交点を起点とし、同林道を北東に進み国有林道前の沢支線との交点に至り、同林道を東進して終点に至り、同終点から奈良助沢を東進して秋田・岩手県境に至り、同県境を南西に進んで県道田山花輪線との交点に至り、同県道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第2

1 名称

沢内休猟区

2 区域

鹿角市八幡平坂比平地内の市道坂比平1号線と国道341号線との交点を起点とし、同国道を北進して市道カジカ沢永田上田表線との交点に至り、同市道を北東に進んで市道滝の畑線との交点に至り、同市道を南東に進んで歩道に至り、同歩道を東進して秋田・岩手県境との交点に至り、同県境を南進して国有林道ゼンマイ沢線との交点に至り、同林道を西進して市道深中田線との交点に至り、同市道を西進して市道坂比平1号線との交点に至り、同市道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第3

1 名称

犬吠森休猟区

2 区域

鹿角市十和田大湯地内の国道104号線と秋田・岩手県境との交点を起点とし、同県境を南進して安久谷川源頭部に至り、同川を北西に進んで小又沢川との交点に至り、同川を北東に進み戸倉川源頭部に至り、同川を北進し国道104号線との交点に至り、同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第4

1 名称

濁川休猟区

2 区域

鹿角郡小坂町濁川地内の国道282号線と町道野口線との交点を起点とし、同町道を北東に進み国有林道兎尻線に至り、同林道を北東に進み民有林・国有林境界との交点に至り、同境界を南東に進み長引山に至る歩道との交点に至り、同歩道を北東のち南東に進み県道大館十和田湖線との交点に至り、同県道を南進し町道真木ノ平線との交点に至り、同町道を北西に進み町道砂小沢線との交点に至り、同町道を南西に進み国道282号線との交点に至り、同国道を北進し基点へ至る線に囲まれた一円の地域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第5

1 名称

下内沢休猟区

2 区域

大館市陣場地内の国道7号線と下内川の交点今度渡橋を起点とし、同川を西進して国有林米代東部森林管理署管轄166、167林班界から流れる沢との交点に至り、同沢から166、164、162、159林班と167、170、180林班との境界を西進して、秋田県と青森県との境界交点に至り、同境界を北西に進んで大日影山、甚吉森を経て国道7号線との交点に至り、同国道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の地域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第6

1 名称

薄市沢休猟区

2 区域

大館市早口地内の市道高唄線と市道早口線の交点を起点とし、同市道高唄線を北進し国有林道早口線との交点に至り、同交点より同林道を西進し田代岳鳥獣保護区との境界に至り、同境界を東進し国有林米代東部森林管理署管轄2251林班と2252林班との林班界に至り、同林班界を南進し国有林道薄市支線との交点に至り、同林道を南進して市道早口線との交点に至り、同市道を東進して交点に至る線に囲まれた一円の地域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第7

1 名称

白沢水沢休猟区

2 区域

大館市比内町谷地中地内の県道桂瀬笹館線と市道大巻板戸線との交点を起点とし、同県道を南進して民有林道奥見内線との交点に至り、同林道を南西に進んで大館市と北秋田市の境界との交点に至り、同境界を西進して国道285号線との交点に至り、同国道を約1,000m東進して市道小坪沢白沢線との交点に至り、同市道を南東に進んで白沢集落で国有林道小森線との交点に至り、同林道を北東に進んで市道大巻板戸線との交点に至り、同市道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第8

1 名称

栄休猟区

2 区域

北秋田市綴子地内の市道大館鷹巣線と市道摩当李岱線との交点を起点とし、同市道を東進して広域基幹林道大摩当線との交点にいたり、同林道を北進して北秋田市と大館市の境界との交点に至り、同界を南東に進んで大館市と旧鷹巣町の市町界との交点に至り、同界を南進して国有林米代東部森林管理署管轄2048林班と2049林班の林班界との交点にいたり、同界を北西に進んで国有林摩当線との交点に至り、同林道を西進して市道摩当李岱線に至り、同市道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第9

1 名称

石森休猟区

2 区域

北秋田市森吉地内の市道東ノ又線と林道膳滝線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで林道連瀬沢線との交点にいたり、同林道を東進して終点に至り、同点より国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署管轄1049林班と1047林班、1045林班、1037林班及び1036林班の林班界を南東に進んで旧森吉町と旧阿仁町の境界との交点に至り、同境界を西進して1050林班と民有地の境界との交点に至り、同境界を北西に進んで林道膳滝線との交点に至り、同林道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第10

1 名称

志淵内沢休猟区

2 区域

北秋田市阿仁長畑の国道105号線と県道河辺阿仁線との交点を起点とし、同県道を東進し国有林道早瀬沢線との交点に至り、同林道を南東に進んで同林道の終点に至り、同点より国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署管轄2034、2035林班の境界を東進し2029、2034、2035林班との境界交点に至り、同点より2029、2035林班の境界交点を南進して北秋田市と仙北市の境界に至り、同境界を西進して国道105号線との交点に至り、同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第11

1 名称

萩形沢休猟区

2 区域

北秋田郡上小阿仁村萩形地内の上小阿仁村と南秋田郡五城目町の町村界と萩形鳥獣保護区との境界交点を起点とし、同境界を北東に進んで国有林道萩形線との交点に至り、同林道を東進して東旭又沢に至り、同沢を南進して大旭又沢と大蓋沢の合流点に至り、同点から大旭又沢を南進して上小阿仁村と秋田市との市村界にある太平山山頂に至り、同山頂から上小阿仁村と秋田市の市村界を北進して上小阿仁村と秋田市と五城目町の境界交点に至り、同交点から上小阿仁村と五城目町の境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第12

1 名称

焼山休猟区

2 区域

山本郡八峰町峰浜地内の民有林道水沢山線と鰐沢の交点を起点とし、同沢を北進して藤里町・八峰町の境界との交点に至り、同境界を東進のち南進して能代市・八峰町の境界との交点に至り、同境界を西進して国有林米代西部森林管理署管轄176林班と米代川森林計画区八峰町60林班の境界との交点に至り、同境界を西進して民有林道水沢山線との交点に至り、同林道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第13

1 名称

新城休猟区

2 区域

秋田市上新城の国有林秋田森林管理署管轄49林班から54林班、及び58林班から72林班に含まれる一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第14

1 名称

丸舞休猟区

2 区域

秋田市河辺三内の国有林秋田森林管理署管轄201林班から203林班、及び206林班から209林班に含まれる一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第15

1 名称

中の沢休猟区

2 区域

秋田市雄和萱ヶ沢地内の県道本荘西仙北角館線と市道中の沢線との交点を起点とし、同県道を東進して秋田市と大仙市との境界交点に至り、同境界を南進して秋田市と由利本荘市との境界交点に至り、同境界を西進して同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第16

1 名称

長坂休猟区

2 区域

由利本荘市葛岡内の国道105号線と市道葛岡逸鳥中俣線との交点を起点とし、同市道を北進し県道秋田雄和本荘線との交点に至り、同県道を北東に進み由利本荘市と秋田市との境界に至り、同境界を南東に進み市道新田畑雄和線に至り、同市道を南西に進み国道105号線との交点に至り、同国道を南東に進み市道小又板井沢新田線との交点に至り、同市道を北西に進み国道105号線との交点に至り、同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第17

1 名称

老方休猟区

2 区域

由利本荘市東由利法内地内の県道神岡南外東由利線と由利本荘市と横手市との境界線を起点とし、同境界を南東に進み県道横手東由利線との交点に至り、同県道を南西に進み国道107号線との交点に至り、同国道を北西に進み県道神岡南外東由利線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第18

1 名称

立石休猟区

2 区域

由利本荘市矢島町立石地内にある県道仁賀保矢島館合線と子吉川との交点を起点とし、同川右岸を北西に進み同市由利地区と矢島町境界との交点に至り、同境界を東進し同市矢島町と東由利地区との境界に至り、同境界を南東に進み県道仁賀保矢島館合線との交点に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第19

1 名称

稲沢休猟区

2 区域

大仙市協和稲沢字堤ヶ沢出口地区の国道46号線と市道堤ヶ沢出口2号線との交点を起点として、同市道を西進して市道奥山線との交点に至り、同市道を北西に進み峰筋を北東に進んで、国有林秋田森林管理署管轄2116林班に至り、同林班を北西に進み、2107林班、2106林班、2105林班、2101林班、2100林班、2099林班、2098林班、2097林班、2096林班、2062林班、2061林班、2060林班、2059林班、2057林班、2056林班、2055林班の林班界を進んで仙北市との境界に至り、同境界を南西に進んで、国道46号線との交点に至り、同国道を北西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第20

1 名称

虫内沢休猟区

2 区域

横手市山内平野沢の県道横手東成瀬線と林道武道線との交点を起点とし、同林道を南進して横手市増田町・横手市山内の境界との交点に至り、同境界を北西に進んで横手市平鹿町・横手市山内の境界との交点に至り、同境界を北進して旧横手市・横手市山内の境界との交点に至り、同境界を北東に進んで国有林秋田森林管理署湯沢支署管轄1002林班な小班・む小班の境界との交点に至り、同境界を北東に進んで1002林班ら小班・む小班的境界との交点に至り、同境界を北東に進んで雄物川地域森林計画区横手市(山内)131林班・国有林1002林班の境界との交点に至り、同境界を南東に進んで虫内沢川との交点に至り、同川を南東に進んで林道虫内沢線との交点に至り、同林道を北東に進んで県道横手東成瀬線との交点に至り、同県道を南東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第21

1 名称

東鳥海山休猟区

2 区域

湯沢市関口地内の市道関口下関線と市道馬場反畑関口線との交点を起点とし、同市道馬場反畑関口線を東進して市道荒町水上線との交点に至り、同市道を東進して県道稲庭関口線との交点に至り、同県道を東進して大字関口と大字三梨との字界に至り、同字界を南進して雄物川地域森林計画区湯沢市35林班と75林班の林班界との交点に至り、同35林班、38林班、39林班及び40林班と69林班、70林班、74林班及び75林班の林班界を南西に進んで東鳥海山山頂から麓地区に至る歩道との交点に至り、同歩道を南西に進んで市道麓前小路線との交点に至り、同市道を西進して市道外ノ目線との交点に至り、同市道を北西に進んで市道関口相川線との交点に至り、同市道を北進して市道関口下関線との交点に至り、同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

第22

1 名称

登川休猟区

2 区域

雄勝郡羽後町飯沢地内の林道飯沢泉沢線と町道赤沢口岩台線との交点を起点とし、同町道を南進して林道登川山の田線との交点に至り、同林道を南東に進んで羽後町と湯沢市との境界に至り、同境界を南西に進んで羽後町と由利本荘市との境界に至り、同境界を北西に進んで町道西又線との交点に至り、同町道を北進して町道約束沢松山線

との交点に至り、同町道を南東に進んで町道堀内泉沢中村線との交点に至り、同町道を北東に進んで林道飯沢泉沢線との交点に至り、同林道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成24年10月31日まで

秋田県告示第487号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1

1 名称

鞍掛沼特定猟具使用禁止区域

2 区域

潟上市天王地内の県道秋田天王線と市道鞍掛沼公園線との交点を起点とし、同県道を南東に進んで農業用水路との交点に至り、同水路を北西に進んで車道との交点に至り、同車道を北西に進んで更に東進し、更に南東に進んで同市道との交点に至り、同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第2

1 名称

目長崎特定猟具使用禁止区域

2 区域

秋田市大平目長崎地内の市道元町橋線と大平川左岸との交点を起点とし、同川左岸を北西に進んで秋田自動車道との交点に至り、同自動車道を北西に進んで同川右岸との交点に至り、同川右岸を南東に進んで同市道との交点に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第3

1 名称

長面特定猟具使用禁止区域

2 区域

仙北郡美郷町土崎字長面地内の下川原橋右岸と同堤防との交点を起点とし、同堤防南東に進み横関橋右岸に至り、同橋を南西に進み、同橋の左岸と同堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み下川原橋左岸に至り、同橋を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第4

1 名称

中山特定猟具使用禁止区域

2 区域

横手市外目の国道13号線と市道幹線外ノ日本線との交点を起点とし、同市道を西進して市道桜沢平鹿線との交点に至り、同市道を南西に進んで市道金屋107線との交点に至り、同市道を北西に進んで市道朴田107線との交点に至り、同市道を北進して県道金沢吉田柳田線との交点に至り、同県道を北西に進んで市道沼下2号線との交点に至り、同市道を北進して同市道と連続する市道沼下中野本線との交点に至り、同市道を北進して同市道と連続する市道高口線との交点に至り、同市道を北進して市道沼下水越線との交点に至り、同市道を北西に進んで市道水越線との交点に至り、同市道を北西に進んで県道横手大森大内線との交点に至り、同県道を南東に進んで市道赤川森崎線

との交点に至り、同市道を南東に進んで市道三本柳森崎線との交点に至り、同市道を西進して市道森崎線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道幹線糸里跡般若寺線との交点に至り、同市道を西進して市道旭小学校南線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道城野岡村中1号線との交点に至り、同市道を南進して市道幹線城野岡赤坂線との交点に至り、同市道を南東に進んで市道三枚橋赤坂線との交点に至り、同市道を北東に進んで国道13号線との交点に至り、同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第5

1 名称

金沢特定猟具使用禁止区域

2 区域

横手市金沢中野の国道13号線と市道物見姥ヶ沢線との交点を起点とし、同市道を南東に進んで市道見入野金沢線との交点に至り、同市道を南西に進んで三貫堰川との交点に至り、同川左岸を南東に進んで私道上台作業道との交点に至り、同作業道を南東に進んで市道幹線見入野谷地中線との交点に至り、同市道を西進して国道13号線との交点に至り、同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号